

反社会的勢力の排除に関する覚書

(以下、「甲」という)と株式会社リッジ(以下、「乙」という)は、政府が公表している「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、甲乙間における全ての取引及び契約について以下の通り覚書を締結する。

第 1 条

甲および乙は、下記の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

1. 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)であること。
2. 役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
3. 反社会的勢力を利用、関係していること。

第 2 条

甲および乙は、自ら又は第三者を利用して下記の各号いずれの行為も行わないことを表明し、確約する。

1. 暴力的な要求行為。
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
4. 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為。
5. その他前各号に準ずる行為。

第 3 条

1. 甲および乙は、相手方が前二条のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、相手側に対して何らの通知、催告をすることなく、全ての取引及び契約を解除することができる。
2. 前項に基づき取引及び契約の全部又は一部を解除された場合、解除側は当該解除を理由とする一切の損害賠償義務を負担しない。また、当該解除によって解除側に損害が生じた場合は、相手方に対しその損害の賠償を請求できるものとする。

この覚書の成立を証するために本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙) 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目22番11号
丸の内シンワビル501

株式会社 リッジ
代表取締役 成瀬 拓樹